

福山市歯周病検診事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、健康増進法に基づき行う福山市歯周病検診事業（以下「事業」という。）の実施について、必要事項を定めることにより、歯周病の早期発見及び予防に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、満20歳、満30歳、満40歳、満50歳、満60歳及び満70歳の福山市に住所を有する者とする。

(事業の周知)

第3条 事業の対象者に対し、はがき等で個別に通知を行うとともに、広報「ふくやま」・ホームページ等で事業の周知徹底を図るものとする。なお、この事業の目的を踏まえ、関係機関は対象者へ事業の周知に努め、受診を勧奨するものとする。

(実施回数)

第4条 事業は、第2条に掲げる対象者が次の誕生日の前日までの期間内に1回実施できるものとする。

(実施方法)

第5条 福山市が委託した検診実施医療機関（以下「実施機関」という。）において随時に実施する個別方式及び集団方式とする。

(検診の申し込み方法)

第6条 事業の希望者は、直接、実施機関に申し込みをするものとする。

(検診内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 問診

歯・口腔に関する自覚症状及び日常の歯・口腔の健康に関連する生活習慣等について聴取する。

(2) 口腔内検査

ア 現在歯及び喪失歯の状況

残存歯及び喪失歯の状態について把握を行う。

イ 歯周組織の状況

歯肉及び歯槽骨の状態について把握を行う。

ウ 口腔清掃状況

歯垢（プラーク）・歯石の付着状態について把握を行う。

エ その他の所見

歯及び歯周組織以外の状態について把握を行う。

(3) 検診結果の判定

「異常なし」、「要指導」及び「要精密検査」に区分する。

(4) 記録の整備

検診票（様式1号①②③複写/①福山市提出用②医療機関控え③検診結果のお知らせ）の項目に従い記録を行う。

(結果通知及び歯科保健指導)

第8条 実施機関は、事業終了後直ちに「歯周病検診結果のお知らせ」（様式1号③）に基づき次の内容で説明及び指導を行うものとする。

(1) 異常なし

未処置歯、要補綴歯、その他の所見が認められず、CPI 個人コードが歯肉出血 0、歯周ポケット 0 の者

良好な状態であるため、歯・口腔に関する生活習慣を継続するよう指導を行う。

(2) 要指導

未処置歯、要補綴歯、その他の所見が認められず、下記の項目に1つ以上該当する者

ア CPI 個人コードが歯肉出血1、歯周ポケット0の者

イ 口腔清掃状態が不良の者

ウ 歯石の付着（軽度、中等度以上）がある者

エ 生活習慣や基礎疾患等、歯科医療機関等の受診状況等、指導を要する者

上記の項目を改善するため、歯みがき方法や生活習慣病予防等の指導を行う。

(3) 要精密検査

以下の項目に1つ以上該当し、さらに詳しい検査や治療が必要な者

ア CPI 個人コードが歯周ポケット1

イ CPI 個人コードが歯周ポケット2

ウ 未処置歯あり

エ 要補綴歯あり

オ 生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する者

カ その他の所見あり（さらに詳しい検査や治療が必要な場合）

詳しい検査や治療が必要であることについて指導を行う。

(受診者負担金)

第9条 受診者負担金は徴収しない。

(実施報告)

第10条 実施機関は、事業を実施した日の属する月の翌月10日までに検診票（様式1号①）を所属歯科医師会に提出するものとする。

(記録の整備)

第11条 福山市は、事業を受けた者の名前、年齢、判定結果等を記録し保管するものとする。

附則 この要領は、2007年（平成19年）5月11日から施行する。

この要領は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

この要領は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

この要領は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

この要領は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

この要領は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

この要領は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

この要領は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

この要領は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。